

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
1	大分市	<p>■大分市移住者応援給付事業 【対象者】 大分県外から大分市内へ、職務上の理由等ではなく自らの意思により移住し、住宅を取得または空き家バンクに登録されている物件を賃借した者（大分市移住支援事業との併給は不可） 【給付内容】 子育て世帯 30万円、それ以外の世帯 20万円</p> <p>■大分市移住支援事業 【対象者】 大分市移住者応援給付事業に該当し、かつテレワークやマッチング企業に就職等をした場合。（移住者応援給付事業との併給は不可） 【給付内容】 複数人世帯 100万円、単身世帯 60万円 ※令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合加算あり（東京圏：100万円、上記以外の地域：30万円）</p> <p>■大分市中古住宅で始める子育て新生活応援事業 【対象世帯】 大分市住み替え情報バンクに登録された中古住宅を購入し、移転する子育て世帯（18歳未満の子及びその親を世帯構成員に含む世帯） 【補助内容】 購入に要する経費 上限30万円 ※親世帯と近居する場合は15万円を加算し、交付する。</p> <p>■大分市空家等改修支援事業 ①流通促進事業 【対象者】補助対象空家等の所有者等（個人） 【補助内容】 補助対象空家等の改修を行い大分市住み替え情報バンクに登録した場合、改修経費の一部を補助 補助率1/2上限50万円 ②転用促進事業 【対象者】補助対象空家等の所有者等又は所有者等から改修について承認を得た方（個人又は法人） 【補助内容】 補助対象空家等の改修を行い福祉・文化施設等の用途に転用する場合、改修経費の一部を補助 補助率1/2上限100万円 ③家財整理促進事業 【対象者】補助対象空家等の所有者等（個人） 【補助内容】 補助対象空家内にある家財を整理、搬出、搬出後の住居部分の清掃を行い大分市住み替え情報バンクに登録した場合、家財整理経費の一部を補助 補助率10/10 上限10万円</p>	住宅課 097-585-6012

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
2	別府市	<p>■別府市空き家利活用補助金</p> <p>【対象者】</p> <p>①別府市内の空き家を所有・管理し、別府市空き家バンクに物件を登録する者</p> <p>②空き家バンク登録物件又は空き家マッチングチームを活用した物件を購入又は賃貸した県外からの移住者</p> <p>【補助対象、補助率】</p> <p>①の場合</p> <p>(1) 家財処分費の1/2 (上限額10万円)</p> <p>②の場合</p> <p>(2) 家財処分費の1/2 (上限額10万円)</p> <p>(3) 改修工事費の1/2 (上限額30万円)</p> <p>(4) 購入費の1/2 (上限額30万円)</p> <p>《注意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)と(2)の併用は不可とする。 ・(3)と(4)を併用して申請する場合は、1物件当たり、(3)と(4)をあわせて300千円とする。 	都市計画課 0977-21-2570
3	中津市	<p>■中津市空き家利活用及びUターン住宅改修事業費補助金</p> <p>1.家財等処分補助：補助対象経費の全額 (上限10万円)</p> <p>2.空き家改修補助：補助対象経費の1/2以内 (上限50万円)</p> <p>3.Uターン住宅改修補助：補助対象経費の1/2以内 (上限50万円)</p> <p>【対象者】</p> <p>1,2については中津市空き家バンク登録している空き家所有者・利用希望登録者 (空き家バンク制度で賃貸・売買が成立していることが条件)</p> <p>※(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町)に限定</p> <p>3については3親等以内の親族が所有する物件へUターンし、居住する者</p> <p>■中津市移住応援給付金</p> <p>1.移住応援給付金：一括 (上限20万円)</p> <p>【対象者】</p> <p>空き家の利用契約を行い、申請時点で転居をし、空き家の利用契約から1年を経過していない者</p>	地域振興・広聴課 0979-62-9033

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
4	日田市	<p>■移住者ひた暮らし支援事業補助金</p> <p>1.家財の処分の補助：空き家バンク物件（契約が成立したもの）の家財の処分の補助 【対象者】移住者 10/10、上限10万円</p> <p>2.空き家の購入の補助：空き家バンク登録物件の購入費の補助 【対象者】移住者 1/2以内、上限100万円</p> <p>3.空き家の改修の補助：空き家バンク登録物件（契約が成立したもの）の改修費の補助 【対象者】移住者 2/3以内、上限100万円</p> <p>4.情報通信環境の整備：空き家バンク登録物件（契約が成立したもの）ケーブルテレビ・インターネットを引き込む際の加入金等 【対象者】移住者 10/10、上限4万円</p> <p>5.若者移住加算：45歳未満1名につき 【対象者】45歳未満の移住者1名につき10万円 世帯上限50万円 (2.と3.を併用して補助する場合は、1物件あたり併せて100万円を限度)</p> <p>■空き家活用奨励金 【対象者】空き家バンク登録物件の所有者 空き家バンク登録者間で契約が成立した場合、活用奨励金として3万円交付</p> <p>■移住受け入れ地域応援事業 【対象】移住受け入れ地域（移住受け入れ地域認定制度で認定を受けた地区）</p> <p>1. 空き家活用移住サポート事業 「移住受け入れ地域」が、地域内の空き家所有者に空き家バンク登録を働きかけ、登録に至った場合、1件につき2万円交付</p>	ひた暮らし推進室 0973-22-8383
5	佐伯市	<p>■佐伯市空き家利活用促進事業費補助金 【対象者】</p> <p>(1)移住者 空き家バンク又は空き家マッチングチームを利用して契約が成立し、佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者。</p> <p>(2)所有者等 佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者と、空き家バンク又は空き家マッチングチームを通して売買契約または賃貸借契約を締結した所有者。又は佐伯市に5年以上の定住を目的として移住しようとする者のために、移住住宅を確保し補助対象事業を行う所有者等。</p> <p>【補助額・補助率】</p> <p>(1)住宅購入：1/4(上限100万円)</p> <p>(2)空き家の改修：2/3(上限100万円)※(1)と(2)を併用して補助する場合は、1物件あたり併せて100万円を限度</p> <p>(3)家財処分：10/10(上限10万円)※後述(1)の家財処分補助とは重複できない</p> <p>【対象者】 佐伯市空き家バンクに登録済み又は登録前の物件の所有者。</p> <p>【補助額・補助率】</p> <p>(1)家財処分：10/10(上限10万円)※前述(3)の家財処分補助とは重複できない</p>	コミュニティ創生課移住・定住推進係 0972-22-3033

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
6	臼杵市	<p>■ 臼杵市空き家改修事業補助金 (※所有者は対象外)</p> <p>【対象者】 利用移住者 (市外・県外)</p> <p>改修工事型：改修費の1/2 (上限100万円)</p> <p>リフォーム (DIY) 型：原材料費等の1/2 (上限75万円)</p> <p>【対象者】 市内在住で貸家居住の利用者</p> <p>改修工事型：改修費の1/2 (上限50万円)</p>	<p>地域力創生課 0972-86-2733</p>
		<p>■ 臼杵市空き家バンク活用促進補助金</p> <p>空き家バンクを利用して、契約が成立した場合に、所有者または利用者に下記補助金を助成</p> <p>1. 家財処分費補助金 (上限10万円) 【対象者】所有者または利用者</p> <p>2. 仲介手数料補助金 (上限5万円) 【対象者】利用者</p>	
		<p>■ 臼杵市移住支援補助金</p> <p>【対象者】 県内移住者 (市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>1. 引越費用補助金：2/3以内 (上限10万円 ※子育て世帯：上限20万円)</p> <p>【対象者】 県外移住者 (市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>移住応援給付金：20万円</p> <p>※若者夫婦 (40歳以下) 30万円</p>	
		<p>■ 臼杵市定住促進住宅取得補助金 (※空き家バンク改修補助との併用も可)</p> <p>【対象者】 移住者 (市外に5年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>住宅の新築、購入 (建売、中古) 費用の1/10 (上限100万円 ※加算項目あり最大120万円)</p>	
		<p>■ 臼杵市若年・子育て世帯家賃補助金 (※空き家バンク利用にて契約した賃貸物件も該当、ただし空き家改修補助との併用には条件あり)</p> <p>【対象者】 移住者 (市外に1年以上居住していた移住者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>1. 若年単身世帯 (30歳以下) 世帯への家賃補助 家賃月額の1/2 (上限1万5千円)：最長24月</p> <p>2. 若年夫婦 (40歳以下) 世帯への家賃補助 家賃月額の1/2 (上限1万5千円)：最長24月</p> <p>3. 子育て (中学生以下) 世帯への家賃補助 家賃月額の1/2 (上限1万5千円)：最長36月</p>	
		<p>■ 臼杵市Uターン支援住宅改修補助金 (※1年以上居住者のいない空き家となった自己又は三親等内の親族が所有する家屋の改修に対する補助)</p> <p>【対象者】 Uターン者 (市外に5年以上居住していた者で、転入後5年以上臼杵市に居住できる者)</p> <p>空き家改修費の1/2 (上限50万円)</p>	
		<p>■ 臼杵市三世代家族定住支援住宅補助金</p> <p>【対象者】 新たに三世代で住み始める三世代世帯</p> <p>住宅の新築、購入 (建売、中古)、改修費用の1/5 (上限100万円)</p>	
		<p>■ 臼杵市同居家族支援住宅補助金</p> <p>【対象者】 新たに二世代で住み始める二世代世帯</p> <p>住宅の新築、購入 (建売、中古)、改修費用の1/5 (上限50万円)</p>	

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
		<p>■臼杵市若年・子育て世帯定住促進住宅取得補助金 【対象者】市内在住の若年夫婦（40歳以下）または子育て（中学生以下）世帯 住宅の新築、購入（建売、中古）、改修費用の1/10（上限20万円 ※加算項目あり最大50万円）</p>	
7	津久見市	<p>■津久見市空き家利活用補助金 【対象者】 ・市外からの移住者（転入日から起算して市外に1年以上居住している者で、転入後5年以上生活の拠点を置くことができる者） ・空き家バンク登録物件又は空き家マッチングチームを活用した物件を購入又は賃貸した県外からの移住者 【補助対象、補助率】 （1）家財処分費の10/10（上限額10万円） （2）購入費の2/3（上限額100万円） （3）改修費用の2/3（上限額100万円） 《注意点》 ・（2）と（3）を併用して申請する場合は、1物件当たり、（2）と（3）をあわせて100万円とする。 ・新築奨励・市内消費喚起事業補助金との併給は不可</p>	商工観光・定住推進課 0972-82-2655
		<p>■津久見市新築奨励・市内消費喚起事業 【対象者】 新築住宅、空き家バンクに登録されている物件を購入した者 ①住宅を購入するために要した経費、家財の購入費等のうち市内で消費された額に0.4を乗じて得た額（上限30万円）相当の商品券を贈るもの。 ＜加算＞申請時点で中学生以下の子どもを育てている世帯：1人の場合5万円相当の商品券 ：2人の場合10万円相当の商品券 ：3人以上は20万円相当の商品券を 加算する。 ②婚姻の届出日から3年以内の新婚世帯で、住宅を購入するために要した経費、家財の購入費等のうち市内で消費された額に0.4を乗じて得た額（上限50万円）相当の商品券を送るもの 《注意点》 ・空き家利活用事業補助金との併給は不可</p>	
8	竹田市	<p>■竹田市空き家バンク成約奨励金 【対象者】空き家所有者 契約成立の場合、10万円支給</p> <p>■竹田市空き家改修事業補助金 【対象者】空き家バンク物件購入者 改修費用の1/2（上限100万円）</p> <p>■竹田市空き家バンク登録物件整備事業補助金 【対象者】空き家所有者 改修、家財道具の廃棄、屋内の清掃費用の1/2（上限50万円）</p>	総合政策課 0974-63-1111 (内225)

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
		<ul style="list-style-type: none"> ■Uターン促進住宅取得・住宅改修事業補助金 【対象者】Uターン者 住宅の取得、実家または空き家改修費用の2/3(上限100万円) 	
9	豊後高田市	<ul style="list-style-type: none"> ■空き家リフォーム事業 【対象者】空き家バンク登録物件 1.改修費用の1/2(上限40万円) 2.不要物の撤去(上限10万円) 3.仏壇等の撤去(上限5万円) 4.ハウスクリーニング(上限3万円) 5.下水道接続工事(10万円) 	地域活力創造課 0978-25-6392
		<ul style="list-style-type: none"> ■空き家DIY奨励金事業 【対象者】空き家バンク利用者 DIYに必要な木材料費(上限10万円) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■空き家バンク仲介手数料助成事業 【対象者】空き家バンク所有者・利用者 仲介手数料の助成(上限5万円) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■空き家マッチング奨励金 【対象者】空き家の紹介者 居住可能な空き家を市に紹介し、空き家バンクへの登録に至った場合(2万円) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■豊後高田市お帰りなさい住宅改修事業 【対象者】Uターン者 改修費用の1/2(上限40万円) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■空き家リユース拠点施設整備事業 【対象者】自治会 空き家を整備する場合に補助(上限50万円) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ハッピーマイホーム新築応援奨励金 【対象者】家を新築・購入した者 1.市内の方が新築・購入(10万円) 2.市外の方が新築・購入(20万円) ※要件により加算あり 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業 【対象者】高齢者・子育て世帯・三世帯同居 対象工事の1/5(上限40万円) 高齢者・子育て世帯 対象工事の1/2(上限75万円) 三世帯同居 	
10	杵築市	<ul style="list-style-type: none"> ■杵築市空き家改修費等補助金 【対象者】空き家バンク登録物件を購入又は賃借する空き家バンク利用者または空き家所有者 1.改修費用- 移住者:補助率2/3(上限100万円) 転入者・市内居住者:補助率2/3(上限30万円) 2.家財の撤去-:上限10万円(補助率1/2) 	協働のまちづくり課 0978-62-1814
		<ul style="list-style-type: none"> ■定住促進補助金 【対象者】市内居住者又は転入者(移住者を含む) 居住用住宅を取得した市内在住 10万円(子育て世帯 15万円) 居住用住宅を取得した転入者 15万円(子育て世帯 20万円) 居住用住宅を取得した移住者 20万円(子育て世帯 30万円) 	

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
11	宇佐市	<p>■うさ暮らし定住支援事業補助金 ○空き家改修支援事業補助金 【対象】 空き家バンク登録物件への移住者または所有者 【補助額】 改修及び増築に要する費用について2/3以内（県外移住者：上限100万円、市外移住者：上限50万円） ※空き家購入補助を受ける場合は合計で上限100万円</p>	まちづくり推進課 0978-27-8170 (直通)
		<p>■起業支援事業補助金 【対象者】 周辺地域の空き家バンク登録物件または空き店舗への移住者 【補助額】 起業のために実施する改修及び増築に要する費用等の 1/2以内（県外移住者：上限100万円、市外移住者：上限50万円）</p>	
		<p>■住宅取得支援事業補助金 【対象者】 県外移住者で空き家バンク登録物件を購入する方 【補助額】 購入費の1/10以内（上限100万円） ※空き家改修を併用する場合は併せて100万円まで 【関連補助】 奨励金：移住情報の発信を行う場合、20万円の奨励金。</p>	
		<p>■家財道具処分等支援事業補助金 【対象者】 賃貸の空き家バンク登録物件への移住者、所有者 【補助額】 家財の処分等に要する費用の10/10以内（県外移住者：上限15万円、市外移住者：上限10万円）</p>	
12	豊後大野市	<p>■空き家利活用補助金 【対象者】 空き家バンク登録制度を利用して移住する方、または所有者 (購入) 空き家購入 定額50万円 子育て世帯加算 20万円 (改修) 空き家購入 上限80万円（補助率1/2） 空き家賃貸 上限40万円（補助率1/2） 子育て世帯加算 20万円 ※購入と改修を併用する場合は上限100万円 ※購入の場合は200万円以上の物件 ※改修の場合は工事代金が50万円以上</p>	まちづくり推進課 0974-22-1001 (内2442)
		<p>■空き家成約奨励金 【対象者】 空き家バンク登録物件所有者 成約した場合 10万円</p>	
		<p>■空き家家財道具等処分補助【対象者】 空き家バンク登録物件所有者又は、空き家バンク登録制度を利用して移住する方 1/2（上限10万円）</p>	

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
		<p>■定住支援活動奨励金 【対象者】自治会等 情報提供により、空き家バンクに物件が登録された場合 1万円 上記物件の契約が成立した場合 2万円</p>	
13	由布市	<p>■由布市空き家改修支援事業補助金（事前家財処分補助・改修補助） ◎事前家財処分補助 【対象者】自己の所有する空き家を、空き家バンクへ登録した（又は登録する）所有者 ※ただし令和4年4月1日以降の登録（予定）の物件 【補助率】全額助成（上限10万円） ◎改修補助 【対象者】空き家バンクで成立した物件の所有者等もしくは利用者 【補助率】工事費の2分の1（売買は上限100万円、賃貸借は上限50万円） （地域加算）由布市内過疎・辺地地域の物件の場合、補助率25%加算（上限50万円） ※ただし、前年度所得額が1,000万円未満の方のみ （子ども加算）地域加算の対象で世帯に15歳未満の子どもがいる場合、補助率15%加算（上限30万円）</p>	総合政策課 097-582-1111 （内1244）
14	国東市	<p>■国東市空き家活用支援事業補助金（住宅改修）【対象者】空き家所有者・移住者 住宅改修（改修費の1/2以内：県外移住者上限100万円・県内移住者上限50万円）</p> <p>■国東市空き家活用支援事業補助金（引越）【対象者】移住者 引越（上限15万円）</p> <p>■国東市空き家活用支援事業補助金（家財道具処分）【対象者】空き家所有者・移住者 家財道具処分【成約前】（上限10万円） 家財道具処分【成約後】（県外移住者上限10万円・県内移住者上限5万円）</p> <p>■移住応援給付金【対象者】移住者 【対象者】転入直前1年以上市外に居住し、市内に5年以上定住すると確約した移住者 （県外移住子育て世帯30万円・県外移住その他世帯20万円・県内移住世帯10万円） ※国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金を利用した方は対象外</p> <p>■空き家バンク登録・成約奨励金【対象者】空き家所有者 登録奨励金（2万円）</p> <p>■国東市Uターン支援住宅改修補助金【対象者】移住者 空き家になっている実家等の改修（改修費の1/2以内：上限50万円）</p> <p>■国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金【対象者】新築又は中古物件購入者 県外移住者（取得額の1/2以内：上限150万円） 県内移住者（取得額の1/2以内：上限100万円） 市内在住者（取得額の1/2以内：上限50万円） +18歳未満の子ども1人につき10万円加算</p>	活力創生課 0978-72-5175

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
15	姫島村	<p>【対象者】 村外からの移住者（移住から3年を経過していないことを確認できる者であり、かつ転勤等による転入でない者） ※印のあるものは物件所有者等も対象</p> <p>1.家財処分補助：空き家バンクに登録予定の物件の敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用（上限10万円）</p> <p>2.家財処分補助（※）：空き家バンク登録物件及び空き家マッチングチームによりマッチングが成立した物件やその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用（上限10万円）</p> <p>3.改修補助（※）：空き家バンク登録物件及び空き家マッチングチームによりマッチングが成立した物件に居住するために必要な改修費用の2/3（上限100万円）</p> <p>4.住宅購入費用：空き家バンク登録物件及び空き家マッチングチームによりマッチングが成立した物件の購入費用（上限100万円）</p> <p>（3. と4. を併用して補助する場合は、1物件あたり3. と4. をあわせて上限100万円）</p>	水産・観光商工課 0978-87-2279
16	日出町	<p>■日出町移住応援給付金 【対象者】 大分県外からの移住世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の移住相談を行ったうえで県外から移住する移住者へ給付金を交付 ・交付金額 子育て世代40万円、単身世帯10まん延 ※子育て世帯 … 同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する世帯 	まちづくり推進課 0977-73-3158
		<p>■日出町空き家利活用事業補助金 【対象者】 空き家の所有者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家・空き地バンクに登録されている空き家について、物件登録者と利用登録者との間で売買契約等が成立した場合、物件登録者に対し奨励金を交付 ・空き家・空き地バンクに空き家を登録する意思のある所有者等に対し、家財等の撤去費用の一部を補助 ・空き家・空き地バンクに登録されている空き家について、物件登録者と移住予定者との間で売買契約等が成立した場合、物件登録者又は移住予定者に対し家財等の撤去費用の一部を補助 ・空き家マッチングチームによりマッチングが成立した移住予定者又は所有者等に対し、家財等の撤去費用の一部を補助 ・補助額 空き家利活用奨励金10万円、家財撤去事業補助金 撤去費用から処分家財の売却収入を控除した額の2分の1に相当する額（上限10万円） 	
		<p>■ひじ暮らし体験宿泊費補助金 【対象者】 町への移住定住を目的とする活動を行うために、町内の宿泊施設を利用する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住を目的として町内の宿泊施設を利用する方の宿泊費に対し、予算の範囲内で補助金を交付 ・1人1泊2,000円以内（補助対象とする宿泊費は1泊1人あたりの金額から2,000円（最低自己負担額）を差し引いた金額） 	

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。

大分県内市町村空き家対策事業一覧

No.	市町村名	空き家活用支援事業	
		事業名と概要	担当課(問い合わせ先)
17	九重町	<p>■九重町民間賃貸住宅家賃助成事業 【対象者】平成20年4月以降に民間の賃貸住宅に入居した方 単身世帯の場合 実質家賃額の1/2 (1万円を限度) 同居世帯の場合 実質家賃額の1/2 (1万5千円を限度) ※実質家賃額 = 月額家賃 - 住宅手当等額 最大36ヵ月間補助</p>	まちづくり推進課 0973-76-3807
		<p>■空き家改修補助事業 【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の所有者及び利用者 改修に係る経費の2/3補助(所有者:100万円上限、利用者・売買:200万円上限)</p>	
		<p>■家財処分補助事業 【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の所有者及び利用者 不要物の撤去に係る経費の10/10(10万円を限度)</p>	
		<p>■移住応援給付金 【対象者】九重町空き家・土地バンクに登録のある物件の大分県外からの利用者 引越業者に係る経費の10/10(20万円を限度)(子育て世帯には定額10万円加算)</p>	
18	玖珠町	<p>県内から移住して3年未満の者 ■空き家リフォーム事業 空き家改修に係る費用の1/2以内(上限50万円、18歳以下の扶養親族がいる場合は上限80万円) ■空き家活用補助金 空き家バンクを利用し移住した者に対して、20万円の補助</p>	みらい創生課 0973-72-1151
		<p>県外から移住して3年未満の者 ■玖珠町空き家利活用事業 1. 家財処分補助: 空き家バンク登録物件及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用(補助対象費用の10/10(補助上限10万円/物件)) 2. 住宅購入: 補助対象費用の10/10(購入費用・改修費用併せて補助上限100万円/物件) 3. 改修補助: 補助対象費用の2/3(購入費用・改修費用併せて補助上限100万円/物件)</p>	

※事業ごとに、補助対象となる要件が設定されていますので、詳細は各市町村担当課にお問い合わせください。